

令和 5 年 4 月 7 日
関東東北産業保安監督部

鉱山保安法違反に対する嚴重注意について

令和 5 年 4 月 7 日、関東東北産業保安監督部（以下「当部」という。）は、小俣鉱山の鉱業権者であるイズム鉱業株式会社（本社：群馬県太田市、法人番号：2070001021078）に対して、鉱山保安法（昭和 24 年法律第 70 号。以下「法」という。）違反に関し、嚴重注意を行いました。

1. 経緯

当部は、小俣鉱山（鉱種：けい石）に対し、法第 47 条第 1 項の規定に基づく立入検査を実施したところ、原動機を使用する選鉱場（移動式碎鉱設備）及び粉じん発生施設について、工事の計画を届け出ることなく設置し、使用前検査を行うことなく使用していたこと、現況調査を実施していないことを確認しました。

2. 嚴重注意の内容

当該事実は法第 13 条第 1 項（工事計画関係）、法第 14 条第 1 項（使用前検査関係）及び法第 18 条第 1 項（現況調査関係）の規定に違反するため、イズム鉱業株式会社に対し、法令を遵守し、再び係る事態を繰り返すことのないよう嚴重に注意しました。

（本件に関する問合せ先）
関東東北産業保安監督部鉱害防止課
鉱害防止課長：平田
担当：金丸、福田
電話：048-600-0447